

## 1-1 雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となる行為

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」(以下「条例」という)

(雨水流出増加行為の許可)

**第三条** 次に掲げる行為であって雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの（以下「雨水流出増加行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が一ヘクタール以上のもの

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則」(以下「規則」という)

(許可を要する雨水流出増加行為)

**第三条** 条例第三条第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置に係る行為
- 二 道路管理者による道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）に接する自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）の設置に係る行為

雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となる行為は、計画区域の面積が1ヘクタール以上の下記の行為です。

- ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
  - 注）都市計画法第29条ただし書きの、開発行為の許可を要しない開発行為（駅舎その他の鉄道施設図書館、公民館等の建築を目的とした開発行為など）についても、雨水流出増加行為の許可（協議）が必要です。**
- ・ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置に係る行為
- ・ 道路法第18条第1項に規定する道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為

ただし、次に該当する行為については、雨水流出増加行為の許可（協議）は必要ありません。

### 許可（協議）の必要がない行為 <規則第二条>

- ・ 計画区域の全ての土地が宅地等（宅地、池沼、水路、ため池、舗装された土地及び鉄道線路）である土地で行う行為
- ・ 仮設の建築物等の建築など、土地を一時的に利用する行為（行為前の状態に速やかに戻すことが確実な場合に限りです）
- ・ 下水道法第2条第2号に規定する下水道の設置に係る行為
- ・ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の設置に係る行為
- ・ 河川法第6条第1項に規定する河川区域（同条第2項に規定する高規格堤防特別区域は除く）で行う行為